

学生の体調管理に関する指導について

令和2年6月10日

関西医療大学

本学では、6月1日（月）から登校人数と授業時間を限定した対面授業を開始しています。そこで、学内における今後のクラスター発生を防止するため、学生の皆さんの日頃の体調管理に関して、改めて以下の点を指導します。引き続き、これを遵守するよう努めてください。

1. 毎日、欠かさず検温して体調を自己管理する。
2. 体調に次の①から③のいずれかの変化がある場合には、**大学への登校は控え、速やかに5月11日発信の文書（下記 URL）に記載された対応を取る**こと。

<https://www.kansai.ac.jp/upload/news/92/20200511taityohuryouyouworenraku.soudansurumeyasunohenkounituite.pdf>

- ① 37.5℃以上または平熱より1℃以上高い体温がある。
- ② 咳、咽頭痛などの風邪症状がある。
- ③ 通常とは異なる体のだるさを感じる。

※ 上記の症状により医療機関を受診した場合は、**症状が消えてから5日間が経過するまで自宅待機**とします。

また、医療機関を受診しなかった場合は、**症状が消えてから14日間が経過するまで自宅待機**とします。

※上記の自宅待機期間中の欠席は「公欠」として取り扱いますので、**体調不良を軽視して無理な登校をすることがないように、適切な判断のもとに行動してください。**

以上